年 月 日

(宛先) 五島市長

住所

誓 約 書

年度空き家活用促進事業補助金の交付を受けるに当たり、当該補助金の交付の決定を受けて居住を開始した日から5年以上、改修又は家財処分する空き家に居住すること(空き家を改修した場合は当該補助金の交付の決定を受けた日から10年以上、空き家の家財処分を行った場合は当該補助金の交付の決定を受けた日から5年以上、五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱第3条第1号に規定する移住者(新婚家庭の夫婦)の要件に該当する者の居住の用に供すること)を誓約します。

なお、この誓約に違反したとき、又は申請の内容に虚偽があったときは、交付 を受けた補助金の全部又は一部を返還します。